

公益財団法人滋賀県環境事業公社

2023年度 環境経営レポート

(対象期間：2023年4月～2024年3月)



1. 環境経営方針

1 基本理念

公益財団法人滋賀県環境事業公社は、県内廃棄物等の責任処理を実現するとともに、産業廃棄物等の適正処理を通じて、県民の生活環境の保全と産業の健全な発展を支え、地域社会との調和を大切にしながら、五つのこだわりで事業活動を創造し、社会貢献を果たします。

- 一、自然と生活環境を守る
- 一、産業を支え、循環型社会形成の一翼を担う
- 一、安全・安心な社会を支える
- 一、開かれた施設運営を行う
- 一、実践による廃棄物研究を進める

2 行動指針

基本理念の実現のために、次に掲げる基本方針に沿って環境目標および環境活動計画を定めて、すべての職員の参加の下に確実に実行します。そしてその結果を定期的に検証するとともに必要な見直しを行い、環境経営システムの継続的な改善を図ります。

- (1) 搬入管理を徹底し、周辺環境への保全を図ります。
- (2) 二酸化炭素排出量削減に努めます。
- (3) リサイクルを推進し、ごみの減量化に努めます。
- (4) 化学物質の適正管理に努めます。
- (5) グリーン購入を推進します。
- (6) 環境関連法令およびその他の要求事項を遵守します。
- (7) 職員に環境教育を実施し、環境意識の向上に努めます。
- (8) この環境経営方針は、すべての職員に周知します。

制定日 平成22年7月 1日

改定日 平成25年3月21日

改定日 平成26年2月 3日

改定日 平成26年7月20日

改定日 令和 3年4月 1日

公益財団法人滋賀県環境事業公社
理事長 三日月 大造

2. 組織の概要

(1) 名称及び代表者名

公益財団法人滋賀県環境事業公社

理事長 三日月 大造

(2) 所在地

滋賀県甲賀市甲賀町神645番地

クリーンセンター滋賀 滋賀県甲賀市甲賀町神645番地

甲賀埋立処分場 滋賀県甲賀市甲賀町神569番3

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

責任者 常務理事 海東 聡

担当者 田中義孝 電話：0748-88-9191

(4) 事業内容

産業廃棄物の管理型最終処分場の運営

(5) 事業の規模

基本財産 55,708千円

法人設立年月日 昭和57年12月16日

処分料収入 636,611千円(2023年度)

従業員 8名 外部委託業者11名 (2024年3月31日現在)

敷地面積 クリーンセンター滋賀 236,000m²

甲賀埋立処分場 43,000m²

(6) 事業年度 4月～3月

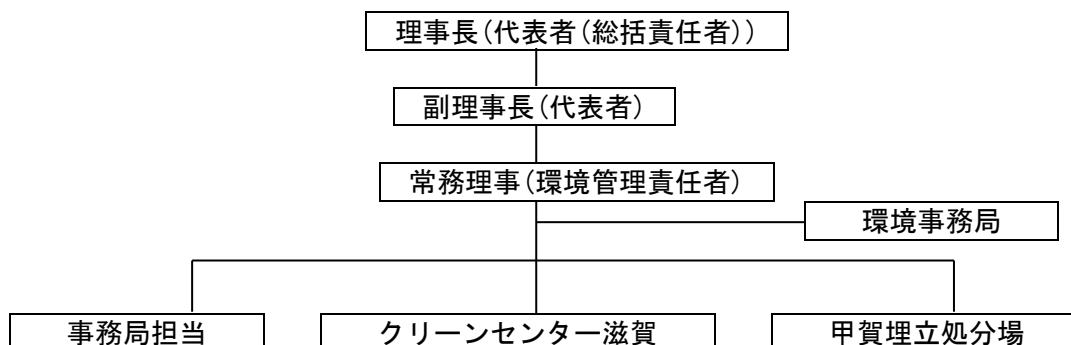
3. 認証・登録の対象組織・活動

登録組織名 : 公益財団法人滋賀県環境事業公社

対象サイト : クリーンセンター滋賀、甲賀埋立処分場

活動 : 産業廃棄物の管理型最終処分場の運営

4. 環境経営組織図及び役割分担表



	役割・責任・権限
理事長(代表者(総括責任者))	・環境経営に関する統括責任
副理事長(代表者)	・環境経営に関する統括責任 ・環境目標・環境活動計画書の承認 ・代表者による全体の評価と見直し・指示を実施 ・環境活動レポートの承認 ・代表者による経営における課題とチャンスの明確化
常務理事(環境管理責任者)	・環境経営システムの構築、実施、管理 ・環境関連法規等の取りまとめ票を承認 ・環境目標・環境経営計画書を確認 ・環境活動の取組結果を統括責任者へ報告 ・環境活動レポートの確認 ・環境コミュニケーションの実施 ・教育訓練の実施 ・緊急事態への準備及び対応
環境事務局	・環境管理責任者の補佐 ・環境負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施 ・環境活動の実績集計 ・その他必要書類の作成
全従業員	・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加 ・外部からの苦情や要望の受付

※ 環境事務局は、事務局、クリーンセンター滋賀の各1名、合計2名にて構成

5. 許可等の内容

産業廃棄物処分業許可の内容

許可区域	許可番号	許可の年月日 許可の有効期限	事業の範囲	廃棄物の種類
滋賀県	02530144357	令和5年9月16日 ～ 令和10年8月18日 (令和6年4月処分業 廃止届提出)	最終処分 [管理型埋立]	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

廃棄物処理センターの指定の内容

指定者	指定日	根拠法令
環境大臣	平成14年11月25日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5

6. 施設等の状況

処理施設の種類の	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方式	処理工程図
最終処分場 (管理型) [クリーンセンター滋賀]	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	面積 98,000㎡ 容量 1,300,000㎡	準好気性	次頁 「処理工程図」 参照
最終処分場 (管理型) [甲賀埋立 処分場]	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん	面積 21,000㎡ 容量 213,000㎡	準好気性	— (平成10年 3月6日 埋立完了)

7. 処理実績

(2023年度)

廃棄物の種類	処理量 (t)	廃棄物の種類	処理量 (t)	廃棄物の種類	処理量 (t)
燃えがら	282.20	繊維くず	93.57	ガラスウール	88.26
有機汚泥	118.35	ゴムくず	0.00	鋤さい	168.16
無機汚泥	372.93	金属くず	12.17	がれき類	2,608.87
廃プラスチック類	1,211.26	ガラス陶磁器くず	1,126.54	混合廃棄物	20,727.02
紙くず	0.32	廃石膏ボード	515.66	ばいじん	2,945.73
木くず	138.15	石綿含有廃棄物	1,875.38	残土等廃棄物以外	0
処理量合計				32,284.57	

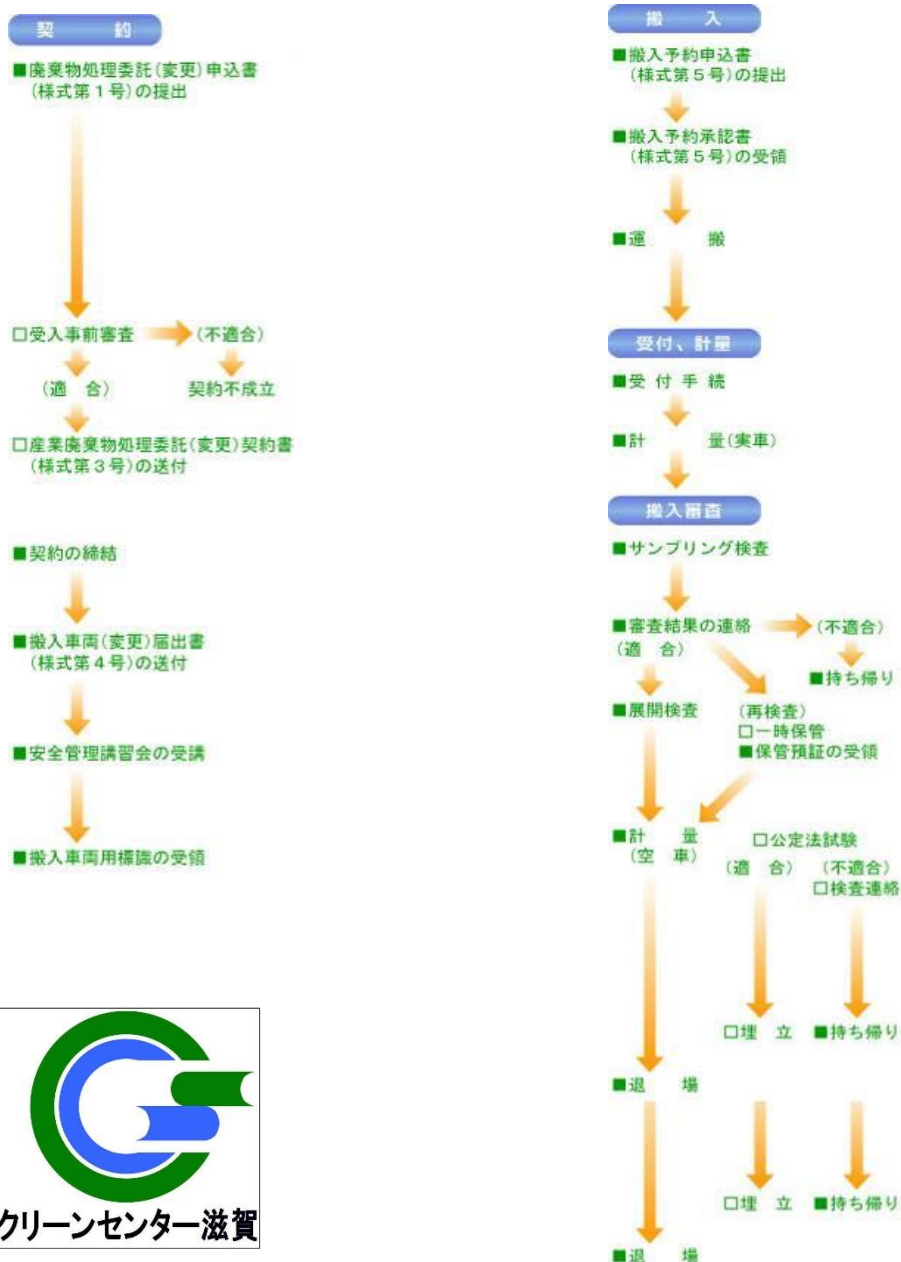
※残余容量 120,400m³(2023年3月)

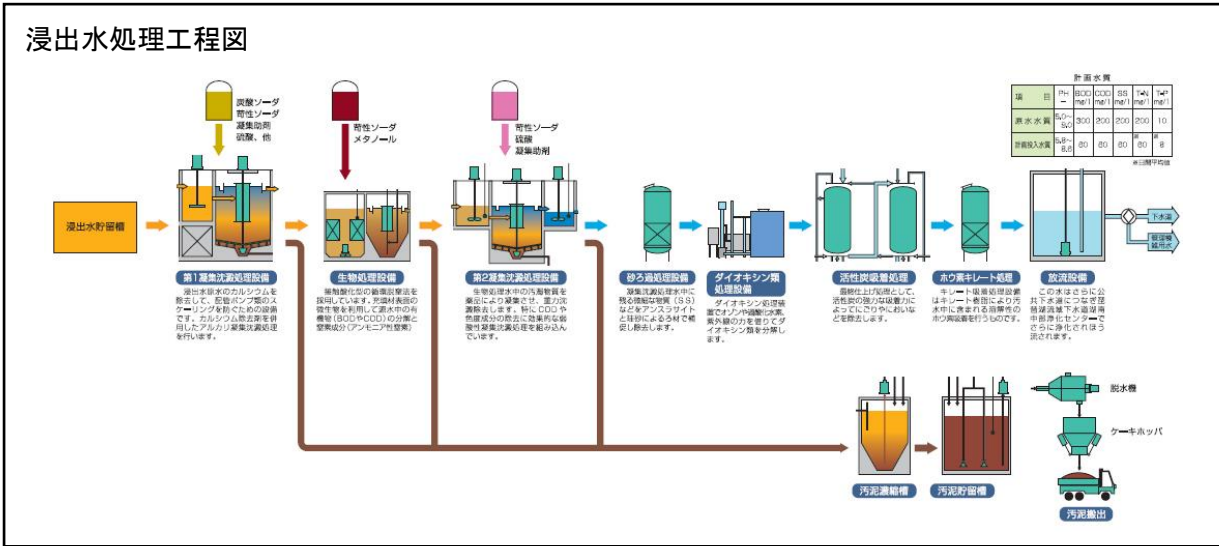
※処理量合計(2021年度) 58,396.88t

47,000m³(2024年3月)

(2022年度) 55,062.17t

廃棄物処理工程図





8. 主な環境負荷の実績

項目	単位	2021年	2022年	2023年	
二酸化炭素総排出量	kg-CO2	620,644	585,081	626,166	
電力	kg-CO2	299,260	249,030	349,953	
化石燃料	kg-CO2	321,383	336,052	276,212	
廃棄物排出量(一般・焼却)	kg	198	200	157	
総排水量	公共用水域	m ³	8,330	8,155	7,960
	下水道	m ³	68,072	55,946	72,961

※ 二酸化炭素排出量(購入電力)の算定に使用した排出係数(関西電力調整後排出係数)

0.351kg-CO2/kWh(2021年)

0.311kg-CO2/kWh(2022年)

0.434kg-CO2/kWh(2023年)

9. 環境経営目標及びその実績

			基準値	2022年	2023年		評価	2024年
			(基準年)	(実績)	(目標)	(実績)		(目標)
電力量の削減 (管理棟電力量の削減)	基準年度比 (%)	管理棟 (kWh)	63,873kWh (2020年)	61,361 kWh 96.9%	62,000 kWh	56,863 kWh 89.0%	○	61,400 kWh
自動車燃料の削減	基準年度比 (%)	総使用量 (L)	1,272L (2020年)	1,183.9L 94.0%	1,240L	1,104.1L 86.8%	○	1,230L
軽油使用量の削減	基準年度比 (%)	重量あたり 使用量 (L/t)	2.05L/t (2020年)	2.34L/t 116.4%	1.99L/t	3.26L/t 159.0%	×	—
一般廃棄物(焼却処分)の削減	基準年度比 (%)	焼却処分量 (kg)	171kg (2020年)	200.1kg 119.1%	166kg	157.3kg 92.0%	○	164kg
節水	上水使用量		400m3 (2020年)	327m3	400m3	468m3	×	400m3
水処理施設における化学物質の適正管理	使用量、保管状況の確認、SDSの定期的な確認		使用量、保管状況を確認する。	実施	1営業日毎 1回実施	実施	○	1営業日毎 1回実施
事務用品のグリーン購入	事務用品のグリーン購入率		91%	82.6%	91%	60.4%	×	91%
搬入管理の徹底	公定法実施回数(検体数)		—	20	6	7	○	—

(環境目標の設定について)

- 電力の二酸化炭素排出量については、排出係数の変動が大きいことから、消費電力量の削減を目標とする。
浸出水処理施設の使用電力量は天候により大きく変動するため、管理棟の電力使用量を目標に設定する。
- 節水(水使用量)については、タイヤ洗浄や散水等には処理水を活用しているが、不足する場合に上水を利用する。
- 化学物質については、水処理施設での維持管理に使用されていることから、目標値を設定せず、「適正な管理」とする。
- グリーン購入率は、「環境対応品購入額/全購入品額」とし、環境対応製品とは、①グリーン購入法に基づく国の「特定調達品目」の「判断の基準」を満たしているもの、②エコマーク等の環境ラベル表示製品、③滋賀県ピワクルエコ製品(県リサイクル認定製品)とする。
- 搬入管理の徹底としては、受入時に対象となる廃棄物の公定法による確認回数を目標とする。

10. 環境経営計画の取組結果とその評価

◎：よくできた ○：ほぼできた △：あまりできなかった ×：全くできなかった

取組計画	達成状況	取組結果とその評価、次年度の取組内容
電力量の削減		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要な照明の消灯 ・ 空調温度の適正化 	○	引き続き、可能な範囲で、積極的に節電に努めること。
自動車燃料の削減		
<ul style="list-style-type: none"> ・ アイドリングストップ ・ エコドライブの推進 ・ 相乗り、ルートの事前確認などの効率的な利用 	○	引き続き、車両運用の効率化やエコドライブなどに積極的に取り組むことで、目標の達成に努めること。
軽油使用量の削減		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休憩時・待機時のアイドリングストップ 	×	<p>アイドリングストップを出来る限り行うことで、使用量の削減に努めたが、目標を達成できなかった。</p> <p>昨年10月末で受け入れを終了し、昨年度末で場内の埋立業務委託も終了したことから、今年度をもって評価を終了する。</p>
一般廃棄物の削減		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別の徹底 ・ 不要な印刷物の削減 ・ 裏紙利用できる紙の可能な限りの利用 ・ ミスコピーの防止 	○	リサイクルが可能なものの分別を継続し、一般廃棄物として処分するものを減らすよう努めること。
節水		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 節水の徹底 ・ 中水（処理水）、雨水の利用 	×	昨年度は水処理施設で多量の水道水を使用する事象が生じたため、使用量が増加した。今後は、処理水の有効利用をはじめとした節水等の取組みに努めること。
水処理施設における化学物質の適正管理		
<ul style="list-style-type: none"> ・ SDSが最新のものか確認 ・ 使用量、保管状況の確認 	◎	薬品の使用量や保管状況について、毎月、適正に使用、管理されているかを確認した。今後も適正使用・適正管理を行っていくこと。
事務用品のグリーン購入		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入前のグリーン購入対象品目の確認 	×	環境対応製品が選択できる場合には、優先的にその商品を選択することで、目標の達成に努めること。
搬入管理の徹底		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公定法実施状況の確認 ・ 対象品目の蛍光X線分析の実施 ・ 展開検査の実施 	◎	<p>蛍光X線分析は全数実施し、抜き打ち公定法分析も目標を上回って実施できた。</p> <p>昨年10月末で受け入れを終了したので、今年度をもって評価を終了する。</p>

11. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

環境関連法規制等の遵守状況の評価の結果、環境関連法規制等は遵守されていました。

なお、違反、訴訟等も過去3年間ありませんでした。

適用される法規制等と遵守状況

適用される法規制	該当する要求事項	遵守評価
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	処分業許可・施設許可に係る届出等、処理基準の遵守、管理票の保管等	適正処理
滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱	許可申請等に係る事前協議、知事への実績報告	遵守
滋賀県環境影響評価条例	事後調査の実施及び報告書の作成	遵守
滋賀県自然環境保全条例	協定の締結および協定に基づく事後調査の実施及び報告	遵守
騒音規制法	特定施設の届出	遵守
甲賀市水道事業給水条例	定期検査、水質検査の実施	遵守
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	特定製品の管理の適正化 (3カ月に1回以上の点検) 管理票の機器廃棄後3年間保管	遵守

12. 代表者による全体の評価と見直し・指示

実施日：2024年5月31日

前年度に引き続き、電力量および自動車燃料の削減目標達成を継続でき、さらに一般廃棄物の削減も目標を達成することができた。今後も、環境意識の向上を図り、日頃から環境に配慮した事業活動を進めていく必要があると考える。

特に目標数値との差が大きかった、節水および事務用品のグリーン購入については、これまで以上に積極的な取組が必要と考える。

なお、昨年10月31日に産業廃棄物の受入を終了したことにより業務内容が変化したことから、軽油使用量の削減および搬入管理の徹底の項目は削除することとする。

環境経営方針 変更なし 変更あり
環境経営目標・計画 変更なし 変更あり
実施体制 変更なし 変更あり

13. 令和5年度(2023年度)事業報告

①クリーンセンター滋賀環境監視委員会

地域住民、学識経験者、事業者および関係行政等で組織された「クリーンセンター滋賀環境監視委員会」を運営し、12月6日に開催した会議では現状報告および意見交換を行いました。

②情報公開

クリーンセンター滋賀での廃棄物搬入実績および河川水、地下水の水質などの環境影響評価事後調査の結果についてホームページ等で定期的に公開しています。

ホームページアドレス <http://www.shiga-kj.com/jyouhou/izikanri.html>

③センター施設への視察受入

クリーンセンター滋賀のPRおよび産業廃棄物処理施設に対する社会の理解を深めるため、視察を受け入れています。(市議会、商工会、廃棄物処理業者等)

視察団体数	視察者数
11団体	64名

④出前講座の実施

- ・かむら子ども育ちの会

実施日：令和5年8月23日

内容：使用済み油を使ったエコキャンドル作り

⑤廃棄物に関する研修会等の実施

- ・公益社団法人滋賀県環境保全協会との研修会の共催

実施日：令和5年9月22日

内容：法・条例を学ぶ講習会(産業廃棄物編)

受講者数：63名

⑥環境イベントなどの開催・出展

- ・クリーンセンター滋賀感謝祭

実施日：令和5年10月28日

内容：展示、エコクイズ、モデルロケット製作等

来場者数：400名

- ・3R工作イベント

実施日：令和5年10月28日(感謝祭と併催)

内容：廃ダンボールでかわいい動物を作ろう

参加者数：96名

⑦美化清掃に対する支援

滋賀県が実施している「淡海エコフオスター制度」に登録しているボランティアグループ、自治会、事業者等に対して清掃道具等の支援を行いました。

支援の内容	支援団体数
ゴミ袋セット(ゴミ袋45ℓ 50枚、レジ袋 100枚、軍手 1 ダース)	82 団体
安全ベスト 2 着セット	15 団体
淡海エコフオスター活動の帽子 5 個セット	7 団体
計	104 団体

⑧県下で実施される清掃活動に対する支援

県内自治体、NPO法人等の主催により県下で実施される清掃活動等に協賛することにより財政的支援を行いました。

<p><1>滋賀県勤労者山岳連盟</p> <p>◆ 内容</p> <p>第51回クリーンハイク(清掃登山)</p> <p>令和5年5月27日、5月28日、6月3日、6月4日</p> <p><2>美しい湖国をつくる会(滋賀県庁循環社会推進課内)</p> <p>◆ 内容</p> <p>「環境美化の日」の基準日として県下全域を対象する環境美化運動</p> <p>①ごみゼロ大作戦 (基準日: 5月30日)</p> <p>②びわ湖を美しくする運動(基準日: 7月1日)</p> <p>③県下一斉清掃運動 (基準日: 12月1日)</p>

14. クリーンセンター滋賀の現状



※ 令和6年(2024年)5月31日現在